令和6年10月27日執行 最高裁判所裁判官国民審查

#

山梨県選挙管理委員会

告 示 号 番 1

の「遺棄」に当たらない(全員一致)。

令和五年一○月一八日 大法廷判決

令和四年施行の参議院議員通常選挙当時、選挙区選出議員の

ボール箱に入れ、棚の上に置くなどした行為は、刑法一九○条

自室で出産し、死亡したえい児の死体をタオルに包んで段

令和

元年

選挙区割りは、憲法一四条に違反しない(多数意見)。

令和五年三月二四日 第二小法廷判決

ないとした多数意見に対し、違憲状態であるとの意見を付した。 議員定数配分規定につき、著しい不平等状態にあったとはいえ

番

最高裁判所において関与した主要な裁判

令和五年一○月二五日 大法廷決定

員一致)。

た裁判所が紛争を「透明」な手続で「適時」に解決することと思っ にもコンセンサスがなく、価値観が対立することもある中で、 い裁判」として司法に期待されるものは、「中立」で「独立」 裁判官としての心構え - もコンセンサスがなく、価値観が対立することもある中で、「良事件当事者間に深刻な紛争があり、正しい解決について社会的 合には、信義則に反し又は権利の濫用として許されない 致)。

Ŧī. 政法人理事長の処分は、違法である(全員一致・裁判長)。 ことを理由に同映画に対する助成金を交付しないとした独立行 令和五年一一月一七日 第二小法廷判決 劇映画の出演俳優の一人が薬物犯罪により有罪判決を受けた

四号の規定は憲法一三条に違反する(多数意見)。

示

認することができない場合には、裁判所は、除斥期間の主張が

信義則に反し又は権利の濫用として許されないと判断すること

したものとすることが著しく正義・公平の理念に反し、到底容 よる改正前のもの)七二四条後段の除斥期間の経過により消滅 賠償法一条一項の適用上違法の評価を受ける。不法行為によっ

て発生した損害賠償請求権が民法(平成二九年法律第四四号に

項に違反する。優生規定に係る国会議員の立法行為は、

国家

示

加、裁判長)

優生保護法中のいわゆる優生規定は、憲法一三条及び

権利の濫用として許されないとした(全員一致) ができ、同条後段の除斥期間の主張をすることが信義則に反し

令和六年七月一一日 第一小法廷判決

宗教法人とその信者との間で締結された念書により、

当該信

項四号は憲法一三条に違反し無効であるとした(多数意見)。

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律三条

大法廷決定

令和六年七月三日

大法廷判決

優生保護法中のいわゆる優生規定が憲法一三条及び一四条

令和五年一〇月二五日

反するに至っていたものということはできないとした(多数意

著しい不平等状態にあったものとはいえず、

同規定が憲法に違

区間における投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の の参議院(選挙区選出)議員の議員定数配分規定の下での選挙 ○年法律第七五号による改正後の公職選挙法一四条、別表第三

令和四年七月一○日施行の参議院議員通常選挙当時、平成三

令和五年一○月一八日 大法廷判決

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律三条一項

一九条に違反しない(全員一致・補足意見付加・裁判長) 令和五年一二月一五日 第二小法廷判決 令和六年六月二一日 第二小法廷判決 国民年金法等による老齢年金を減額する法律は、憲法二五条

めることができる(全員一致・補足意見付加・裁判長)。 胎させた者に対し、その者の法的性別にかかわらず、 令和六年七月三日 大法廷判決 旧優生保護法中の優生規定は憲法一三条及び一四条に違反 嫡出でない子は、生物学的な女性に自己の精子で当該子を懐 認知を求

し、その立法行為は国家賠償法一条一項の適用上違法である 不法行為による損害賠償請求権の除斥期間経過の主張は、

合には、信義則に反し又は権利の濫用として許されない(全員しく正義・公平の理念に反し、到底容認することができない場

略 歴

最高裁判所判事

昭和三三年九月一日牛

明ま

一九年

日本商標協会理事(令和五年五月副会長)

一七年

一四年

二五年 二八年 二七年 间 三月 五二月月

二九年 四月 六月 六月 パナソニック株式会社社外監査役 エステー株式会社社外取締役 内閣府知的財産戦略本部有識者本部員

最高裁判所において関与した主要な裁判

令和五年一月二五日 大法廷判決

令和三年施行の衆議院議員総選挙当時、

小選挙区選出議員の

2

令和

三年

七月月 月月

最高裁判事 最高裁首席調査官

大阪高裁長官 東京高裁判事(部総括) 静岡地裁所長 める。

三〇年

二九年年

平成

七年

四月

判事に任官し、横浜地裁、最高裁調査官、

課、横浜地裁で勤務。

平成

地裁判事(部総括)、最高裁上席調査官を務 閣法制局参事官、東京高裁判事を経て、東京判事に任官し、横浜地裁、最高裁調査官、内 昭和六〇年

四月

判事補に任官し、東京地裁、甲府家地裁、

高裁総務局、通商産業省通商政策局国際経済

L. M.)を卒業。

大学法学部、コーネル大学ロースクール 神奈川県藤沢市生まれ。栄光学園高校、東京

 $\widehat{\mathbb{L}}$ 最

略

歴

昭和三五年二月一三日生

略

歴

六月 三月 四月

三年

最高裁判所判事 東京地方裁判所民事調停委員 日弁連知的財産センター委員長 平成三一年度「知財功労賞」(経済産業大臣 般社団法人日本国際紛争解決センター理事

号

番

二 令和五年七月一一日 第三小法廷判決

生物学的な性別が男性であり性同一性障害である旨の医師の

係る国家公務員法八六条の規定による行政措置の要求は認めら 診断を受けている国家公務員がした職場の女性トイレの使用に

濫用したものとして違法となるとした(全員一致、補足意見付 れない旨の人事院の判定が、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを はできないとした(多数意見)

できず、同規定が憲法一四条一項等に違反するものということ 法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったということは 別表第一の定める衆議院小選挙区選出議員の選挙区割りは、憲 挙法(令和四年法律第八九号による改正前のもの)一三条一項、

令和三年一○月三一日施行の衆議院議員総選挙当時、公職選

公益社団法人日本仲裁人協会理事 財務省関税等不服審查会関税・知的財産分科 三菱自動車工業株式会社社外取締役

3

最高裁判所において関与した主要な裁判

最高裁判所長官

令和五年一月二五日 大法廷判決

昭和五九年 六一年 五年 七年 六 四 月 月 **三** 法修習件 校を経て、東京大学法学部を卒業。 豊橋市立青陵中学校、愛知県立時習館高等学 愛知県豊橋市生まれ。豊橋市立東田小学校

経済産業省産業構造審議会臨時委員・同知的 TMI総合法律事務所パートナー ニューヨーク州弁護士資格取得 弁護士登録 (第一東京弁護士会) 財産政策部会(現 ハーバード・ロースクール修了(LLTMT)

慶應義塾大学法科大学院講師 文部科学省文化審議会著作権分科会委員 知的財産分科会)委員

平成

七年

令和 二八年 二七年 元年 九四三一月月月月

四年 八 六月

最高裁判所判事 東京高裁長官 最高裁事務総長

水戸地裁所長

最高裁刑事局長兼図書館長 京地裁判事(部総括)を務める。 研修所教官、最高裁秘書課長兼広報課長、

五月 四月 四月 判事任官 以後、最高裁調査官、 判事補任官 事、最高裁刑事局課長、東京高裁判事、 ピン日本国大使館、京都地裁、最高裁(調査官)

東京地裁判 ^長、司法

司法修習生 外務省アジア局南東アジア第二課、在フィリ 都大学法学部を卒業。 兵庫県神戸市生まれ。県立神戸高等学校、 以後、東京地裁、最高裁刑事局、

昭和五六年

五八年

昭和三二年一一月一〇日生

最高裁判所長官

最高裁判所判事 みや がわ

み

崎

票 月

- 】投票用紙(うぐいす色)には、やめさせた方がよいと思う裁判官について、その氏名の上の「×を書く欄」に×を 書いてください。
- やめさせなくてよいと思う裁判官については、何も書かないでください。

裁判官としての心構え

与えたものに当たるとした (全員一致、補足意見付加)

クに送信した行為が刑法二四六条の二にいう「虚偽の情報」 の移転行為に係るトランザクション情報をNEMのネットワー が信義則に反し許されないとした(全員一致)。

令和六年七月一六日 第三小法廷判決

不正に入手した暗号資産NEMの秘密鍵で署名した上でNEM

七二四条後段の除斥期間の経過により消滅したものとすること 償請求権が民法(平成二九年法律第四四号による改正前のもの) 条一項の適用上違法の評価を受け、これにより発生した損害賠 項に違反し、同規定に係る国会議員の立法行為が国家賠償法

裁判官としての心構え

に本件を原審に差し戻した(全員一致)。

らの不法行為責任の有無等について更に審理を尽くさせるため 為法上違法であるとはいえないとした原審の判断には審理を尽 し、さらに、宗教法人の信者らによる献金の勧誘行為が不法行このような不起訴の合意が公序良俗に反し無効であると判断 えを裁判所に提起しないことが合意されたが、本件においては 又は公序良俗違反を理由とする返還請求や損害賠償請求等の訴者がそれまでにした献金につき、宗教法人に対し、欺罔、強迫

くさなかった違法があると判断して原判決を破棄し、宗教法人

多様性に貢献できるよう努めてまいります

護士として様々な分野で働いてきた経験を活かし、最高裁判所の 妥当な判断を行えるよう全力で取り組む所存です。また、女性弁 の判決が当事者だけでなく社会に大きな影響を与えるものである 感しながら、職務に邁進しております。これからも、最高裁判所 ことを胸に刻み、事件のひとつひとつに誠実に向き合い、公正で 昨年一一月の就任以来、最高裁判所判事の職責の重さを日々実

(この審査公報は、裁判官から提出された原稿をそのまま製版して印刷したものです。

裁判に参加する人が気兼ねなく発言できるようにすること。 裁判の枠組みを越えて独善に陥らないようにすること。

分に謙虚に耳を傾けること。

令和6年10月27日執行 最高裁判所裁判官国民審查

山梨県選挙管理委員会

略

歴

平成一一年

五月

判事任官

查官、東京地裁判事、最高裁刑事局参事官、

二〇年

一九七九九月月月月月

大臣官房参事官 国際協力局政策課長

九六九九九二月月月月月

大臣官房総務課長

内閣総理大臣秘書官

大臣官房審議官

特命全権大使東南アジア諸国連合日本政府

6

最高裁判所において関与した主要な裁判

最高裁判事就任後日が浅いため、特に記すべきものはありません。

令和

最高裁判所判事

東京高裁長官 最高裁事務総長 水戸地裁所長 最高裁総務局長 東京地裁判事(部総括)

九年

一六年 一五年

在アメリカ合衆国日本国大使館参事官、 経済協力局有償資金協力課長

後に

裁判所調查官、最高裁総務局課長、東京高裁

判事、東京地裁判事、最高裁秘書課長兼広報

課長を務める。

部、大阪地裁に勤務し、

策課国際平和協力室、

国際連合日本政府代表 判事任官後、最高裁

中近東アフリカ局アフリカ第一課長

八八八月月月

以後、佐賀地家裁判事、最高裁調

東京地裁、佐賀地家裁に勤務。 北米第二課、在アメリカ合衆国日本国大使館、

最高裁刑事局長兼図書館長

裁判事(部総括)を務める。 東京地裁判事、最高裁情報政策課長、 昭和六〇年

六三年

四月 四月

判事補任官

以後、東京地裁、

外務省北米局

司法修習生 学部を卒業。 市立啓明中学校、北海道札幌南高等学校、東区立江原小学校、札幌市立幌西小学校、札幌 東京都、北海道札幌市で過ごす。東京都中野

平成 八年

外務省入省

経て、東京大学法学部を卒業

山口県生まれ。ラ・サール中学校、同高校を

一〇年

九月 六月 四月

総合外交政策局科学原子力課国際科学協力 在フランス日本国大使館一等書記官、 略

歴

京学芸大学附属高等学校を経て、東京大学法

告 示 番 号 4

告人が有罪であるかどうかという事実認定や量刑判断を行うわけ 裁判では、裁判員と裁判官が、証拠に基づき一緒に議論して、 は、どの裁判員の方も非常に熱心に取り組んでおられ、感激しま 裁判長として、裁判員裁判も担当しました。担当した裁判員裁判 するなどの自己研鑽が不可欠であると思っています。 これまで、主として、刑事裁判を担当してきました。東京地裁で、 、は、裁判員と裁判官が、証拠に基づき一緒に議論して、被いずれの事件もみな大切な思い出となっています。裁判員

りであると実感できました。 裁判の実現を目指すということにあるわけですが、正にそのとお 家でない方々の物事の見方や経験とを融合させて、より良い刑事裁判官という法律のプロの専門知識や経験と、裁判員という法律 視点を含んでいるものが多かったのです。裁判員裁判の目的は、 ですが、裁判員の方々の意見には、裁判官にはない物事の見方や 座右の銘は「継続は力なり」です。努力を継続したからといって、

ところですが、努力を怠れば何事も成し遂げられないと思います 必ずしも目標を達成できるとは限らないところが、人生の難しい

この言葉を胸に精進していきたいと考えています。

令和 裁判官としての心構え 最高裁判所において関与した主要な裁判 最高裁判事就任後目が浅いため、特に記すべきものはありません。 三年 三〇年 三年 一〇月 四月 八月 一三月 最高裁判所判事 東京地裁所長 大阪高裁長官 東京高裁判事(部総括) 前橋地裁所長

証拠を検討するという姿勢です。最高裁は最終審ですので、そのが二つあります。一つは、謙虚に両当事者の言うことに耳を傾け 分自身でいろいろ勉強したり、各種の研究会の成果を吸収したり バランスのとれた判断をする必要があります。そのためには、 すが、現代社会では価値観が多様化し、判断の難しい事件が増加 職責の重さを十分に自覚した上で、中立公正な立場から、 していますので、様々な視点や考え方をもって事件に取り組み、 つの事件に誠実に向き合っていきたいと考えています。二つ目で 高裁や地裁の裁判官を務める中で大切であると思ってきたこと 自

番 : 5 示

最高裁判所において関与した主要な裁判

大法廷判法

番

心掛けていきたいと考えています。

誠実に向き合い、多角的・多面的な視点から考えて議論するよう 判断が国民生活や社会経済活動に与える影響の大きさに思いを致 重いものがあります。最終審としての最高裁の判断の重みとその

司法、裁判の果たすべき役割を意識して、

一件一件の事件に

これまで、地方裁判所及び高等裁判所の裁判官として専ら民事

証拠関

令和

元年

六年

四月

最高裁判所判事

特命全権大使国際連合日本政府代表部在勤

号

裁判官としての心構え

憲法と法律によって最高裁に与えられた権限と責任は、非常に

関日本政府代表部在勤

特命全権大使カナダ国駐箚兼国際民間航空機

二九年 二八年 二七年 二六年 二四年

九月月

総合外交政策局長 国際協力局長

アジア大洋州局長 代表部在勤

理念に反し、到底容認することができず、同主張は信義則に反し 経過により消滅したものと主張することは、著しく正義・公平の 年法律第四四号による改正前のもの)七二四条後段の除斥期間の て、不法行為によって発生した損害賠償請求権が民法(平成二九 項の適用上違法の評価を受けるとしたうえで、本件各事件におい 違反し、同規定に係る国会議員の立法行為は、国家賠償法一条一 優生保護法中のいわゆる優生規定(同法三条一項一号から三号 一〇条及び一三条二項)は、憲法一三条及び一四条一項に

示

るか、その事案で最も望ましい解決は何かということに悩み、考 係を丁寧に検討することを大事にし、核心となる争点がどこにあ 裁判を担当してきました。双方当事者の主張に耳を傾け、

権利の濫用として許されないとした(全員一致)。

個別具体の案件に真摯に取り組んでいきたいと思います。 ます。これまで四十年以上にわたり、行政官及び外交官として積本における法の支配の維持、発展に貢献していきたいと考えてい裁判の最終的な判断を行う最高裁判所判事の職務を通じて、日 んできた経験を活かし、さまざまな声に謙虚に耳を傾けながら、 裁判官としての心構え

判断していくことが重要だと思います。独善に陥ることなく、 の状況といった、水平面での検討だけではなく、時間の流れとい 民の意識の変化を踏まえつつ、現在における意見の分布や諸外国 基盤を有するものです。法の解釈に当たっては、社会の状況や国

考察・

ます。法制度は、我が国において積み重ねられてきた生活様式に

バル化の進展に伴い、判断の難しい事件が増えているように思い

近時は、価値観の多様化、情報通信技術の飛躍的な発展とグロー

の地方裁判所及び高等裁判所での仕事で大事にしてきたことを最 与した主要な裁判を掲げることができません。しかし、これまで

てきました。最高裁判事に就任してから、まだ日が浅いため、関 え抜いて決断することに裁判官としてのやりがいと充実感を感じ

高裁判所の仕事の中でも貫いて、個々の裁判に取り組んでいきた

いと思います

り良い判断をしていくため、一層の自己陶冶に努め、誠実を旨と う、いわば垂直方向からの位置付けも的確に認識した上で、

して、課せられた責任を果たしていきたいと考えています

最高裁判所判事 平 ひら

木正

兵庫県神戸市生まれ。その後、高知県高知市、 昭和三六年四月三日生

最高裁判所判事

かね

後に同

昭和六三年

四 四月月

判事補任官 司法修習生

外務省条約局、外務省総合外交政策局国連政

以後、東京地裁、最高裁人事局、

昭和三三年一月四日生

略

歴

を経て、京都大学法学部を卒業。 小学校、同池田中学校、同高等学校池田校舎 大阪府大阪市生まれ。大阪教育大学附属池田

中 昭和三六年九月一二目生

最高裁判所判事

愼

なか むら

日から 月 26日までできます。 1 月 国民審査の期日前投票は、 6

投票所により異なることがあります。 投票時間は、

午前7時から午後8時までの投票所と、これと異なる投票時間の投票所がありますのでご注意ください。